



## 「生命保険料控除を活用して、節税しながら老後資金を準備したい」

現在、共働きですので、貯蓄なども比較的できていると思います。しかし、公的年金の不安などもあり、老後資金の準備について今ままでよいのか悩んでいます。そんな中、昨年から生命保険料控除の枠が拡大したと聞きました。これを活用して、節税しながら老後資金の準備を行っていきたいと思いますが、具体的にどうすればよいのでしょうか？（Eさん、35歳、男性）



昨年から、保険料控除制度が変わり、所得税の計算の際に最大で12万円控除されます。この制度改定により、控除限度額を満額活用できれば、旧制度よりも多くの控除を受けられるようになりました。3つの控除枠をすべて活用し、かつ貯蓄性の高い保険を選択することで計画的に老後資金を積み立てることができます。



加藤 勝久  
株式会社総合相談センター  
CFP®

広告代理店、外資系生命保険会社を経て現職。キャッシュフロー分析に基づくライフプラン設計・資産運用・生損保設計の相談業務のほか、セミナー講師・執筆等に従事。

### 制度改定により 保険料控除の限度額が増加

昨年の制度改定により、一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除のそれぞれの限度額が、所得税で5万円から4万円に縮小されたが、新設された介護医療保険料控除を合わせた3つ合計の控除適用限度額は、所得税10万円から12万円に拡充された（住民税は限度額7万円のままで変更なし）。

老後生活資金を自助努力によって貯蓄することは、今や現代に生きる日本人の共通認識となりつつある。公的年金の受給見込額や自身の生活水準、老後のライフプランなどから必要な貯蓄金額の見積りを出し、貯蓄計画を立てる必要

がある。

相談者に必要な貯蓄金額を保険によって準備し、かつ、生命保険料控除を活用する提案として、以下の方法を紹介したい。

### 老後資金の一部に 外貨建保険の提案も有効

保険商品を活用した老後資金計画では主に終身保険、低解約返戻金型終身（定期）保険等を利用する方法がポピュラーだ。

これらの保険は解約返戻金として、払込保険料が貯蓄されるといふ特徴がある。この特徴を利用して収入保障保険、定期保険などとバランス良く併用し遺族生活保障目的の死亡保障と老後貯蓄を同時実現する方法がよく用いられている。

る。なお、払込保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となる。

また、近年では20代〜30代の顧客層からの関心が向けられる保険商品として外貨建保険商品が挙げられる。

人口の減少や産業の成熟化などが懸念される日本は将来的に経済規模が縮小し、国際競争力が低下するおそれがある。また、膨張の一途を辿る政府の債務残高（対GDP比214・1% 2012年財務省）への不安と相まって、諸外国の通貨と比較して、円の価値が下落する可能性がある。

仮にこのような状況に陥った場合、円建ての金融資産だけしか保有していなかったとすると、資産の額面価値は変わらなくても、金

融資産の価値は減少することになる。

こうしたリスクを回避するためには円以外の通貨を分散保有する「通貨分散」への関心が高まりを見せており、外貨建保険商品が選択肢として挙がる背景となつてい

ると思われる。ただし、この外貨建保険商品は為替変動の影響により、円換算時の解約返戻金が払込保険料を下回る可能性があるため、顧客への十分な事前説明が必要となる。老後資金は積立金額が高額になるだけに、円建ての資産のみに偏ることも、またリスクとなろう。外貨建ての保険を一部組み込むことで、このようなリスクに対応する方法も提案されたい。

### 積立預金の一部を 個人年金保険にすると節税

個人年金は保険会社に保険料として支払ったお金を、60歳や65歳など一定年齢から年金として受け取る保険。契約時に年金額と受取期間を決めて加入し、受取期間が10年、15年などの確定タイプと一生渡りもらえる終身タイプがある。

個人年金商品は、所定の条件下で加入することで「個人年金保険料控除」により所得税・住民税の還付を受けることができる。そのため、毎月（毎年）一定の金額を老後資金として、預金などで積み立てているのであれば、その一部を個人年金商品で積立することで税制優遇を受けられる。